

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第3号に規定する手縄第三種漁業に該当する貝けた網漁業（内水面において行うものに限る。）につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

(1) 漁業種類

貝けた網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

15隻

(3) 船舶総トン数

2トン未満であって許可証に記載された総トン数

(4) 推進機関の馬力数

127キロワット以下であって許可証に記載された馬力数

(5) 操業区域

木曽川（東海大橋下流端から下流。ただし、愛知県内に限る。）

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者

2 許可の有効期間

令和7年3月1日（土）から令和8年2月28日（土）まで

3 備考

(1) この許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア しじみ以外の水産動物を採捕してはならない。

イ 使用する漁具は、次の表の左欄の項目について、それぞれ同表の右欄の範囲内になければならない。

項目	範囲
網目	15cmにつき28節以下（もじ網にあっては50cmにつき105絆以下）

ウ 漁具を2基以上使用して操業してはならない。

エ 漁法は引き回し操業でなければならない。

オ 水流噴射式けた網は使用してはならない。

カ 夜間操業をする時は、操業安全上、全周灯等の灯火により船舶の存在が他者に分かるようにしなければならない。

キ 遊泳者その他の人の付近において操業してはならない。

(2) 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号。）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、この告示の1（4）中「127キロワット」とあるのは、「35馬力」と読み替え適用する。